

「振り込め詐欺救済法」に関するお問い合わせ窓口について

「振り込め詐欺救済法」が平成20年6月21日より施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われたお客さまを救済する観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金を、被害者の方に返還する手続き等について定めた法律です。

当金庫では、この法律施行に伴い、下記の受付窓口を設置し、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたしております。

振り込め詐欺被害者救済法に関するお問い合わせ窓口

電話番号 : 0225 - 95 - 6482 (総務・人事課)

受付時間 : 月曜日～金曜日(金融機関の休業日を除く)

9:00～17:00

被害資金返還の対象となる預金口座は、預金保険機構のホームページ「振り込め詐欺救済法に基づく公告」でご確認いただけますので、ご利用ください。

預金保険機構のホームページ (<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>)